資料3

第8回線引き見直しについて

令和7年度　第1回寒川町都市計画審議会

令和7年7月31日

主な説明内容

１　線引き見直しとは

２　第8回線引き見直しの変更概要について

３　縦覧結果及び意見書について

４　寒川町都市計画審議会の概要について

５　今後のスケジュールについて

1　線引き見直しとは

2　第8回線引き見直しの変更概要について

3　縦覧結果及び意見書について

4　寒川町都市計画審議会の概要について

5　今後のスケジュールについて

1　線引き見直しとは

都市計画区域

● 線引き見直しとは

都市計画区域ごとに
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを定めるものである。

● 寒川町の都市計画区域とは

茅ヶ崎市と寒川町の2市町で、
1つの都市計画区域となっている。

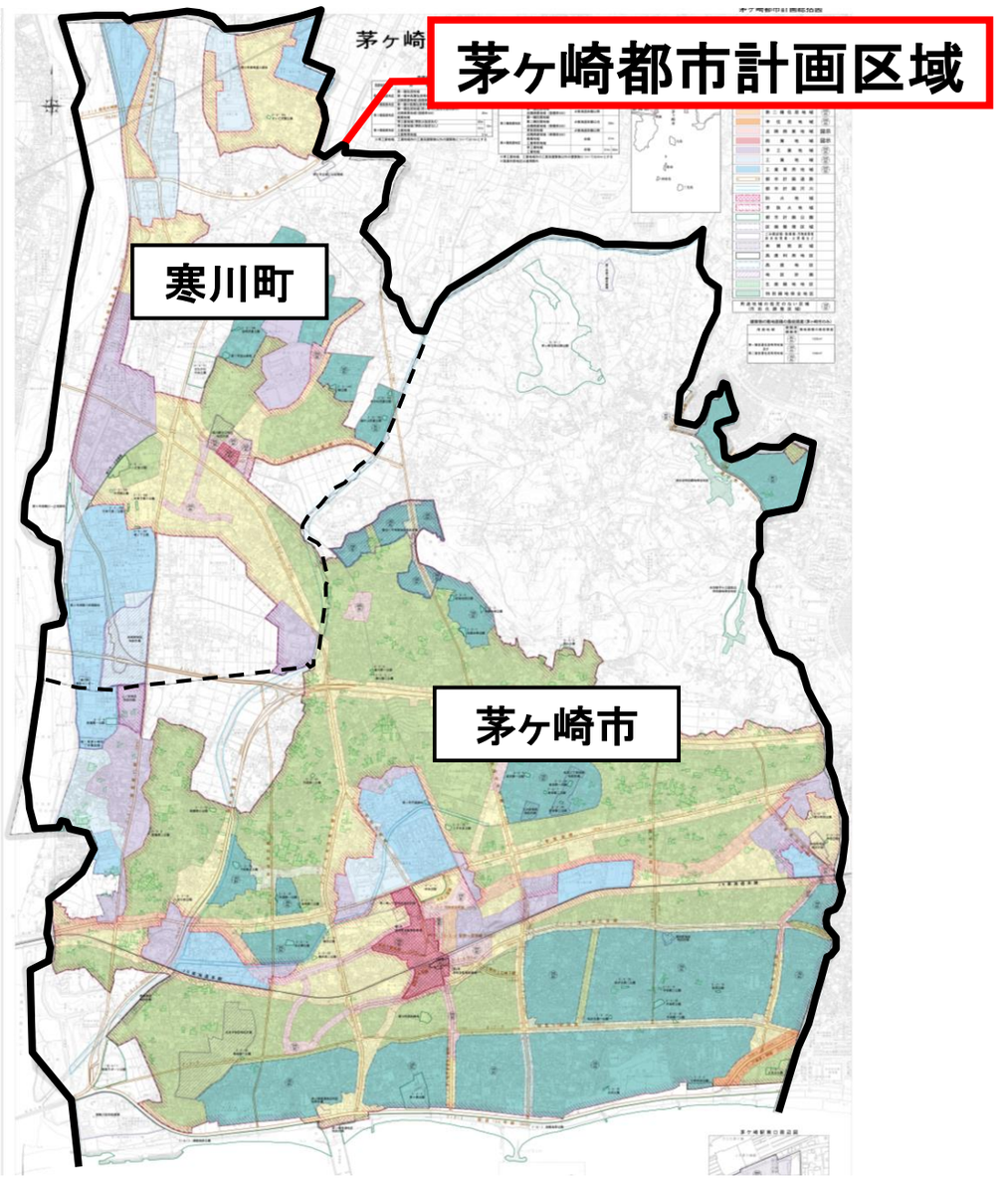

1　線引き見直しとは

整開保等方針と区域区分

整開保等方針

おおむね10 年後の将来人口予測のもと、
「**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**」などを
都市計画に定める

＋

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため
都市計画区域を**市街化区域と市街化調整区域**に区分する

1　線引き見直しとは

これまでの経緯

- 昭和45年　6月10日　　当初線引き
- 昭和52年　3月30日　　第1回線引き見直し
- 昭和59年11月　2日　　第2回線引き見直し
- 平成　2年12月25日　　第3回線引き見直し
- 平成　9年　3月28日　　第4回線引き見直し
- 平成13年11月20日　　第5回線引き見直し
- 平成22年　3月23日　　第6回線引き見直し
- **平成28年11月　1日　　第7回線引き見直し**

1　線引き見直しとは

見直し対象 （方針）

①　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

・区域区分の決定の有無及び定める際の方針

・都市計画の目標

・主要な都市計画の決定の方針

②　都市再開発の方針

③　住宅市街地の開発整備の方針

④　防災街区整備方針

1　線引き見直しとは

見直し対象 （区域区分）

① 市街化区域の規模

② 市街化区域への即時編入

③ 市街化調整区域への即時編入

④ 市街化区域への編入を保留する場合

⑤ 区域区分の随時見直し

1　線引き見直しとは

上位計画等における位置付け

神奈川県

神奈川県総合計画
（かながわグランドデザイン）

↓

かながわ都市マスタープラン

↓

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
都市再開発の方針
住宅市街地の開発整備の方針
防災街区整備方針

＋

区域区分

※見直し対象

茅ヶ崎都市計画区域　（茅ヶ崎市・寒川町）

茅ヶ崎市総合計画

↓

ちがさき
都市マスタープラン

寒川町総合計画

↓

寒川町
都市マスタープラン

↵ 反映

１　線引き見直しとは

２　第8回線引き見直しの変更概要について

３　縦覧結果及び意見書について

４　寒川町都市計画審議会の概要について

５　今後のスケジュールについて

2　第8回線引き見直しの変更概要について

今回都市計画決定する内容

県決定案件

整開保等方針

・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
・都市再開発の方針
・住宅市街地の開発整備の方針　　の変更

区域区分

・区域区分の変更

➡ ※諮問第50号～第53号

＋

関連する町決定案件

・用途地域の変更
・高度地区の変更
・防火地域及び準防火地域の変更

➡ ※諮問第54号～第56号

（県決定案件）整開保等の方針

○　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（根拠条文：都市計画法第6条の2）

○　都市再開発の方針

（根拠条文：都市計画法第7条の2第1項第1号）

○　住宅市街地の開発整備の方針

（根拠条文：都市計画法第7条の2第1項第2号）　▪▪▪▶寒川町としての記載事項無し

○　防災街区整備方針

（根拠条文：都市計画法第7条の2第1項第4号）　▪▪▪▶該当事項がないため未策定

2　第8回線引き見直しの変更概要について

都市計画案（各方針）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

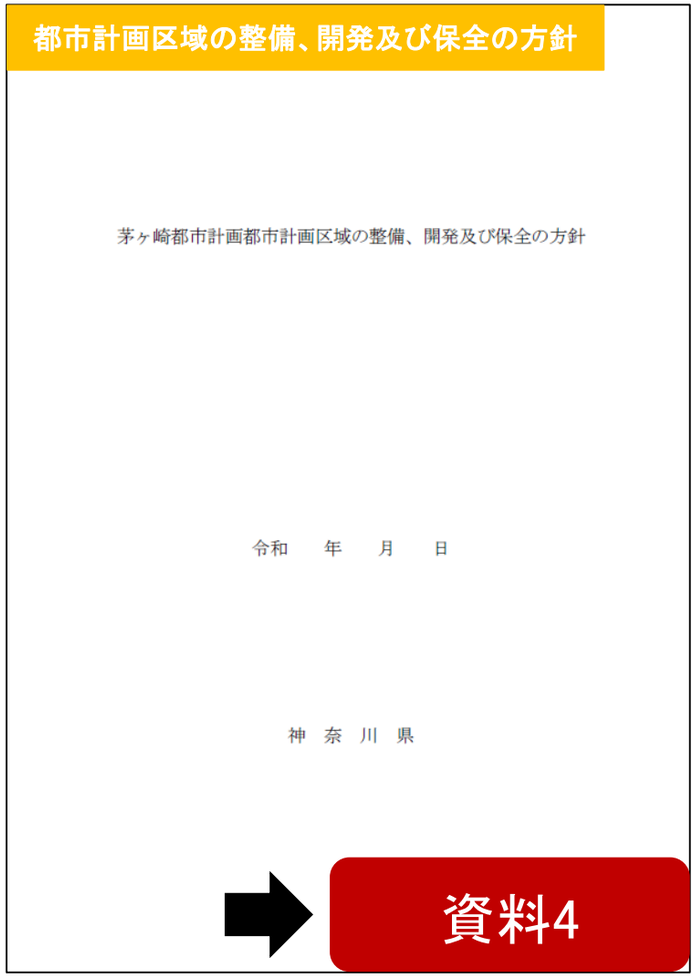

資料4

都市再開発の方針

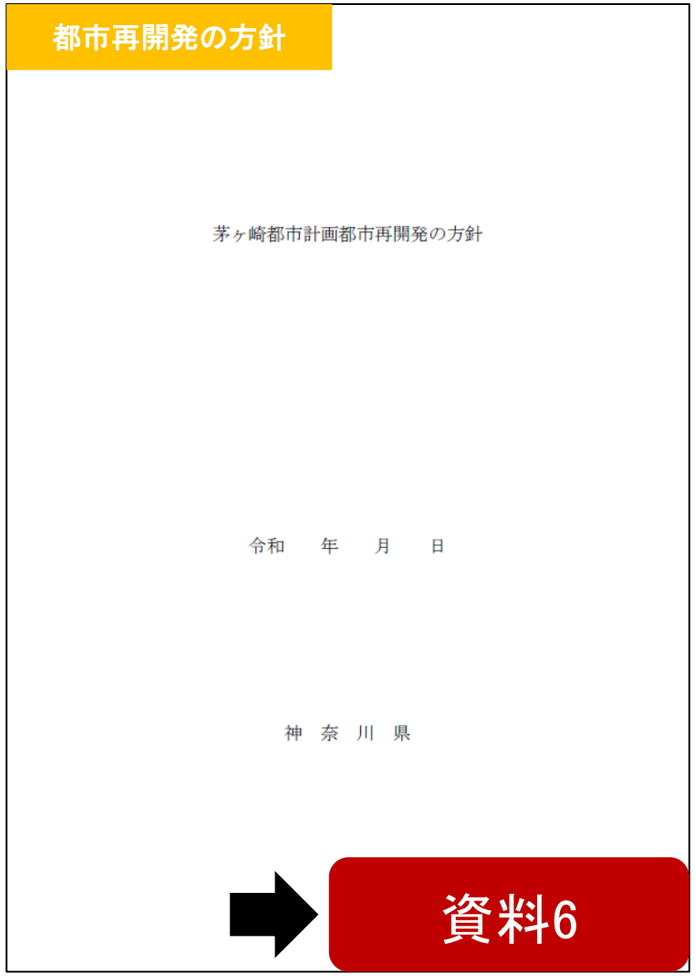

資料6

住宅市街地の開発整備の方針

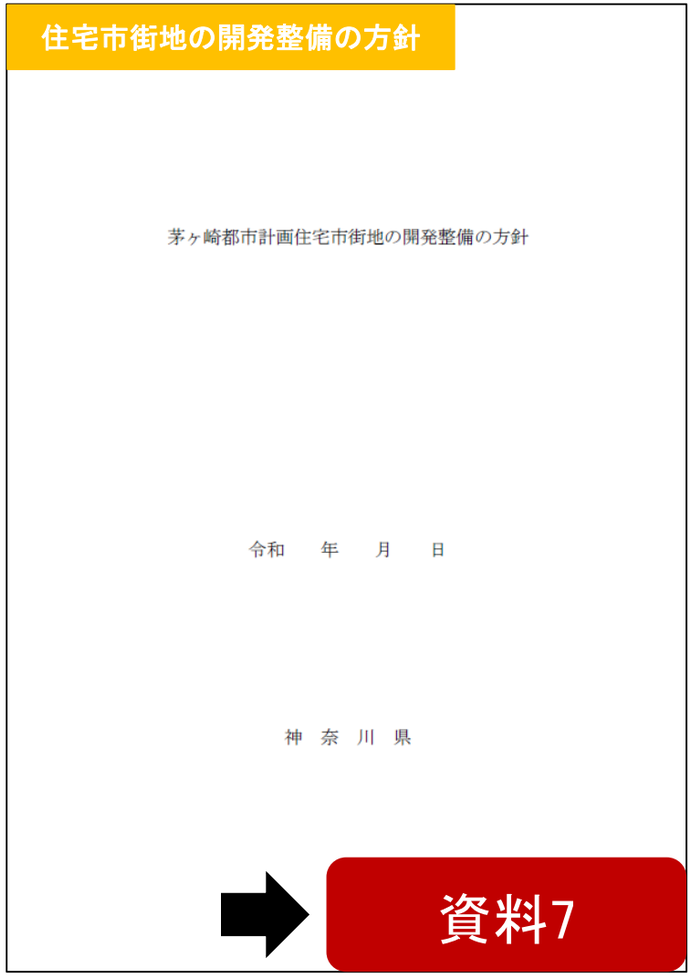

資料7

整開保等方針の変更概要

ポイント

第2章　茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針

1　都市計画区域における都市計画の目標

→基本となる目標や地域ごとの市街地像などを定める

→ 新市街地ゾーンに「ツインシティ倉見地区」の記載

2　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

→人口の推計や産業の規模、市街化区域の面積などを定める

→ 人口・産業は神奈川県の推計値

3　主要な都市計画の決定の方針

→土地利用、都市施設、市街地開発事業、
自然的環境の整備や保全などの方針を定める

→ 「主要な用途の配置方針」及び「市街化調整区域の土地利用の方針」にツインシティ倉見地区の記載

その他の方針や目標を見直し

4　都市防災に関する都市計画の決定の方針

→基本となる方針や施策の概要などを定める

→ 土砂災害対策などの考えを追加

整開保等方針の変更概要

第2章　茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針

1　都市計画区域における都市計画の目標

（3）地域ごとの市街地像

④ 新市街地ゾーン

ツインシティ倉見地区においては、JR東海道新幹線新駅誘致地区を中心とした、神奈川県のツインシティ整備計画に基づく環境共生モデル都市として必要な整備について、**農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていく。**

整開保等方針の変更概要

第2章　茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針

2　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(2)　区域区分の方針

①　市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき概ねの人口及び産業の規模

ア　人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区分＼年次	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	約290千人	おおむね288千人
市街化区域内人口	約274千人	おおむね272千人

イ　産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分＼年次	令和2年	令和17年
工業出荷額	約6,810億円 （約39,252億円）	おおむね8,273億円 （おおむね49,329億円）
流通業務用地	約71.6ha （約417.8ha）	おおむね102.8ha （おおむね590.1ha）

整開保等方針の変更概要

第2章　茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針

3　主要な都市計画の決定の方針

（1）**土地利用**に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

ア　商業・業務地

（ア）　拠点商業・業務地

新幹線新駅誘致地区周辺については、JR東海道新幹線新駅の誘致を図るとともに、**業務施設の立地を許容した集積地区として、その整備を図る。**

整開保等方針の変更概要

第2章　茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針

3　主要な都市計画の決定の方針

(3)　**市街地開発事業**に関する主要な都市計画の決定の方針

②　市街地整備の目標

事業の種類	地区の名称
土地区画整理事業	田端西地区

おおむね10年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

整開保等方針の変更概要

第2章　茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針

3　主要な都市計画の決定の方針

(4)　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

④ 主要な緑地の確保目標

イ おおむね10年以内に指定することを予定する主要な地域地区、または整備することを予定する主要な公園緑地等

地域地区、公園緑地等の種別	地域地区、公園緑地等の名称
地域地区 特別緑地保全地区	行谷字広町地区 赤羽根斜面樹林（３箇所）
公園緑地等 特殊公園 地区公園 緑地	 ７・６・１湘南海岸公園 ４・４・１中央公園 第５号相模川一之宮緑地

地域地区については、おおむね10年以内に都市計画決定、変更する地区を含む。また、公園緑地等については、おおむね10年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。

整開保等方針の変更概要

第2章　茅ヶ崎都市計画区域の都市計画の方針

4　都市防災に関する都市計画の決定の方針

（1）基本方針等

② 都市防災のための施策の概要

ウ　土砂災害対策

本区域においては、対策工事等のハード整備や避難対策、居住機能の誘導などのソフト施策に取り組むなど、ハード・ソフトの両面から対応するとともに、計画的な土地利用の推進などにより、土砂災害被害を未然に防止する対策を推進する。

（県決定案件）区域区分

○　区域区分の変更

- 市街化区域の規模
- 市街化区域への即時編入
- 市街化調整区域への即時編入
- 市街化区域への編入を保留する場合
- 区域区分の随時見直し

2　第8回線引き見直しの変更概要について

都市計画案（区域区分）

区域区分

寒ヶ岡都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

Ⅰ　市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

Ⅱ　人口フレーム

区分＼年次	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	290 千人	288 千人
市街化区域内人口	274 千人	272 千人
保留人口（うち特定保留人口）	－	1.6 千人（－）

➡ 資料5

変更箇所1（さむかわ中央公園周辺地区）

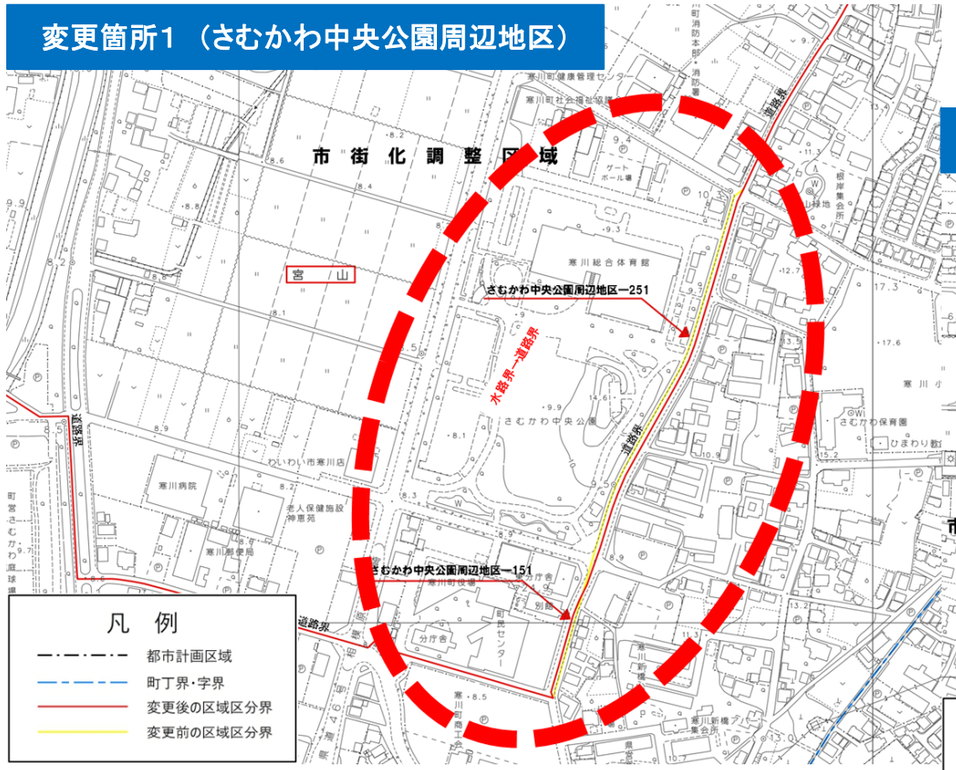

変更箇所2（大曲三丁目・大曲四丁目地区）

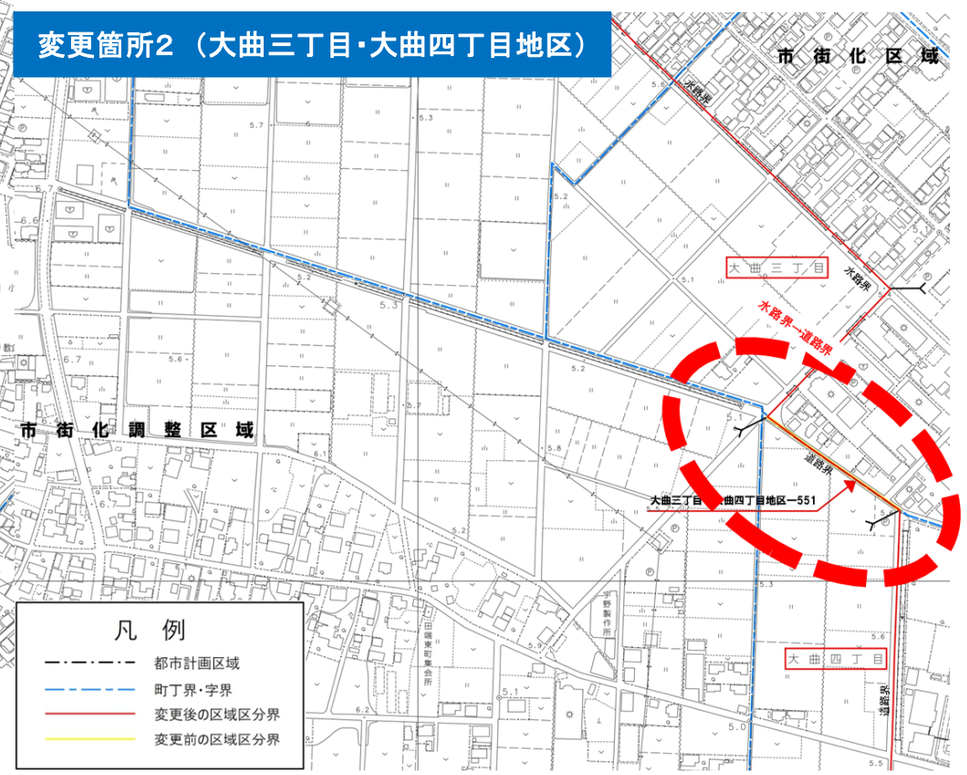

※区域区分の即時編入
（界線根拠を水路境界　➡　道路境界に変更）

市街化区域への編入

「市街化区域への編入」とは

市街化調整区域を市街化区域に変更すること

「市街化区域への編入」のパターン（2つ）

① **随時編入**（保留フレーム方式）▪▪▪▶ ツインシティ倉見地区

計画的な市街地整備の実施が確実になった段階で変更

（目標年次に必要とされる市街化区域の一部を保留）

② **即時編入**　▪▪▪▶ 2地区の見直し

線引き見直しの告示のタイミングで変更

2　第8回線引き見直しの変更概要について

ツインシティ倉見地区の位置

ツインシティ倉見地区

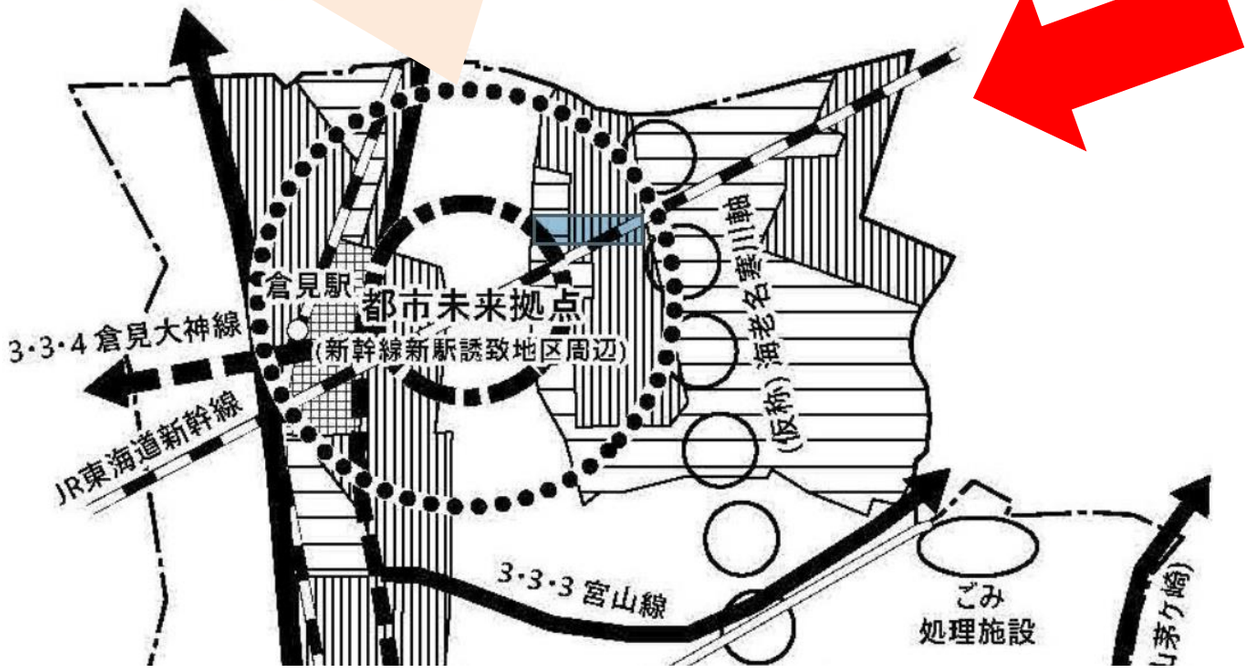

※一般保留のためおおむねの地域を表示

茅ヶ崎都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図（茅ヶ崎市、寒川町）

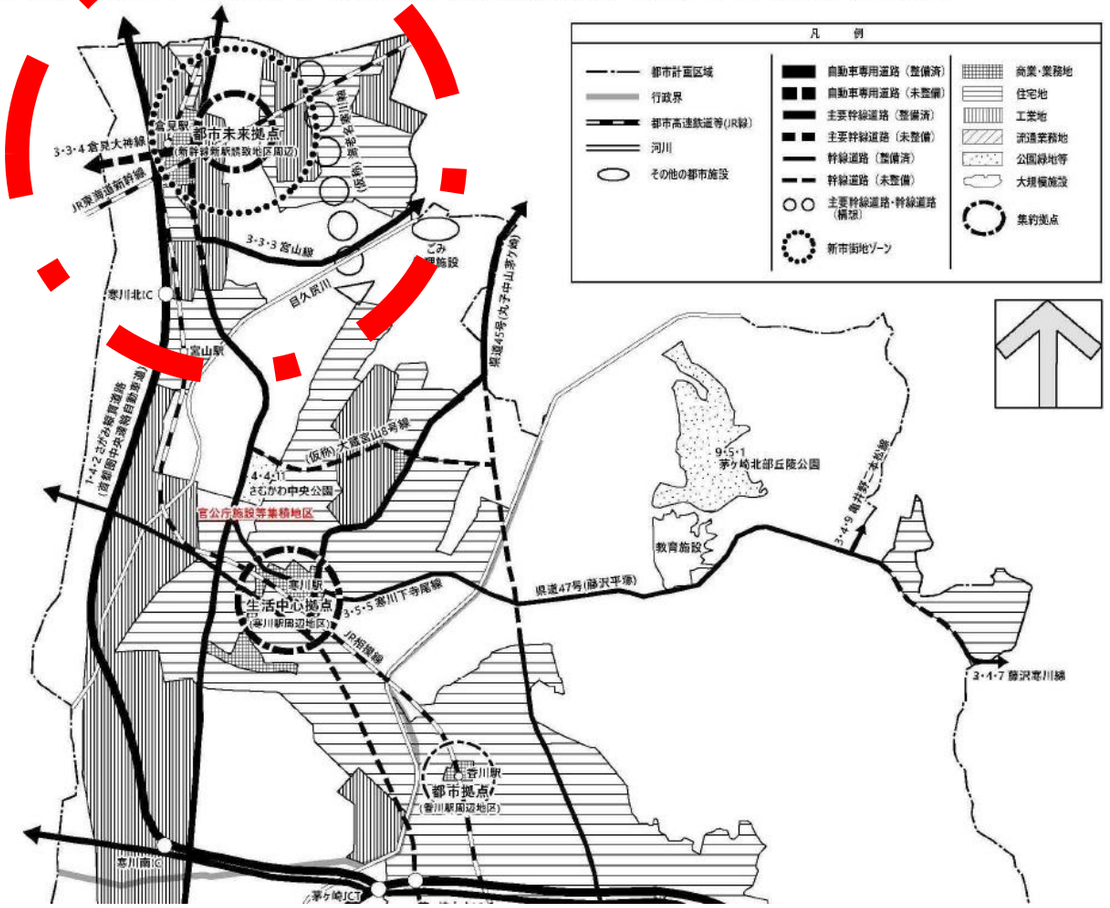

整開保の「方針附図」より

（参考）ツインシティ倉見地区の経緯

平成　9年11月	新駅の県内誘致地区を倉見に決定 （県・同盟会） ツインシティ構想発表
平成13年11月	**第5回線引き見直し　一般保留**
平成14年　3月	ツインシティ倉見地区まちづくり基本計画　策定 寒川町総合計画 「都市未来拠点」を位置付け ※最新 令和3年4月改定
平成14年　4月	ツインシティ整備計画　策定 （県・同盟会）
平成15年　3月	寒川町都市マスタープラン 「広域との連携拠点」を位置付け ※最新 令和3年4月改定
平成22年　3月	**第6回線引き見直し　一般保留**
平成28年11月	**第7回線引き見直し　一般保留**
令和　3年　3月	倉見大神線等を含む周辺道路の県道認定

保留フレーム方式

○保留制度には「特定保留」と「一般保留」がある

特定保留

位置と区域を明示

➡ 寒川町として**該当なし**

一般保留

おおむねの地域を示す

➡ **ツインシティ倉見地区**は

「一般保留」としての位置付けを予定

区域区分の即時編入

①　さむかわ中央公園周辺地区

区域区分の界線根拠を変更

（水路境界　➡　道路境界に変更）

②　大曲三丁目･大曲四丁目地区

区域区分の界線根拠を変更

（水路境界　➡　道路境界に変更）

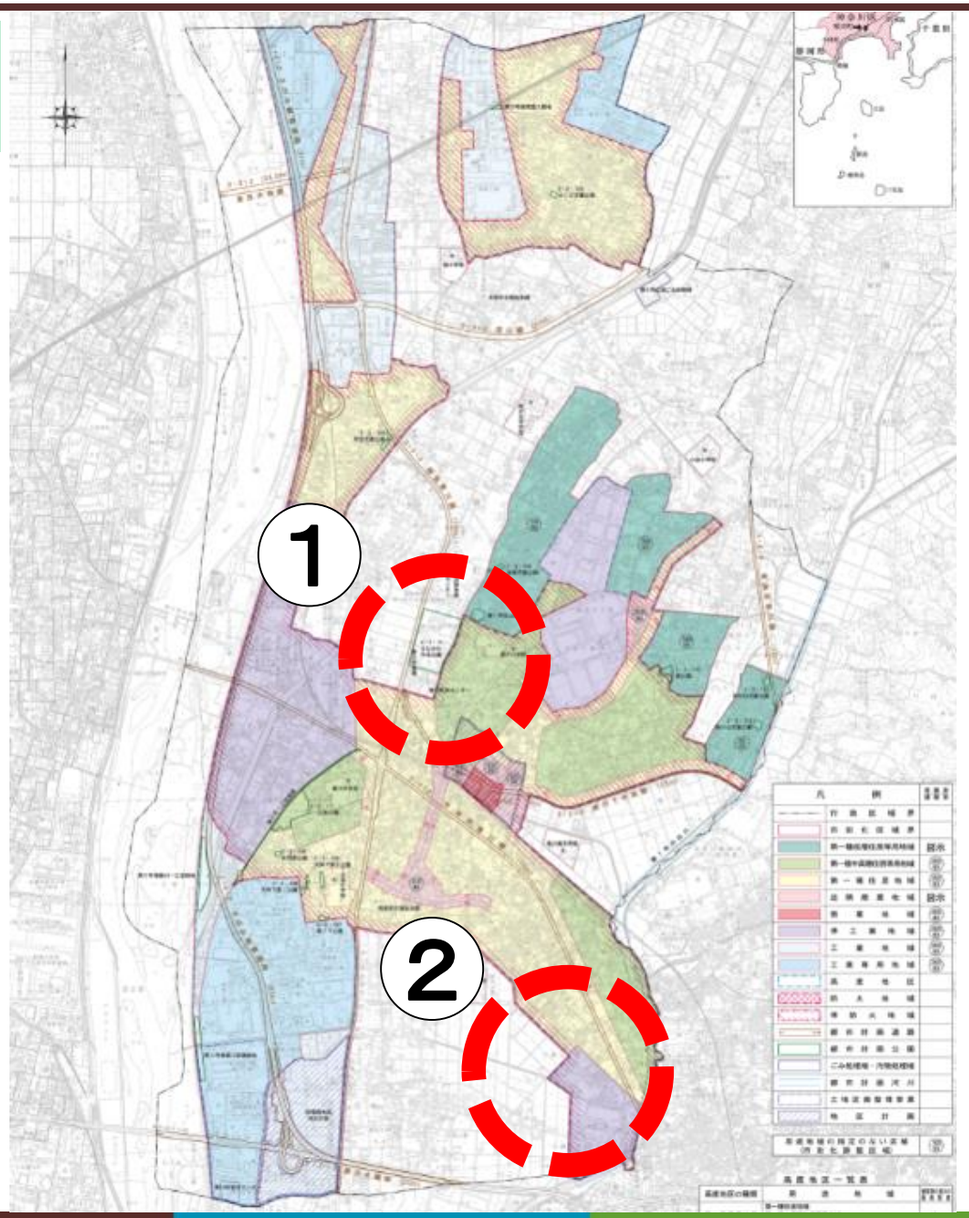

2　第8回線引き見直しの変更概要について

区域区分の即時編入　（案件①）

さむかわ中央公園周辺地区

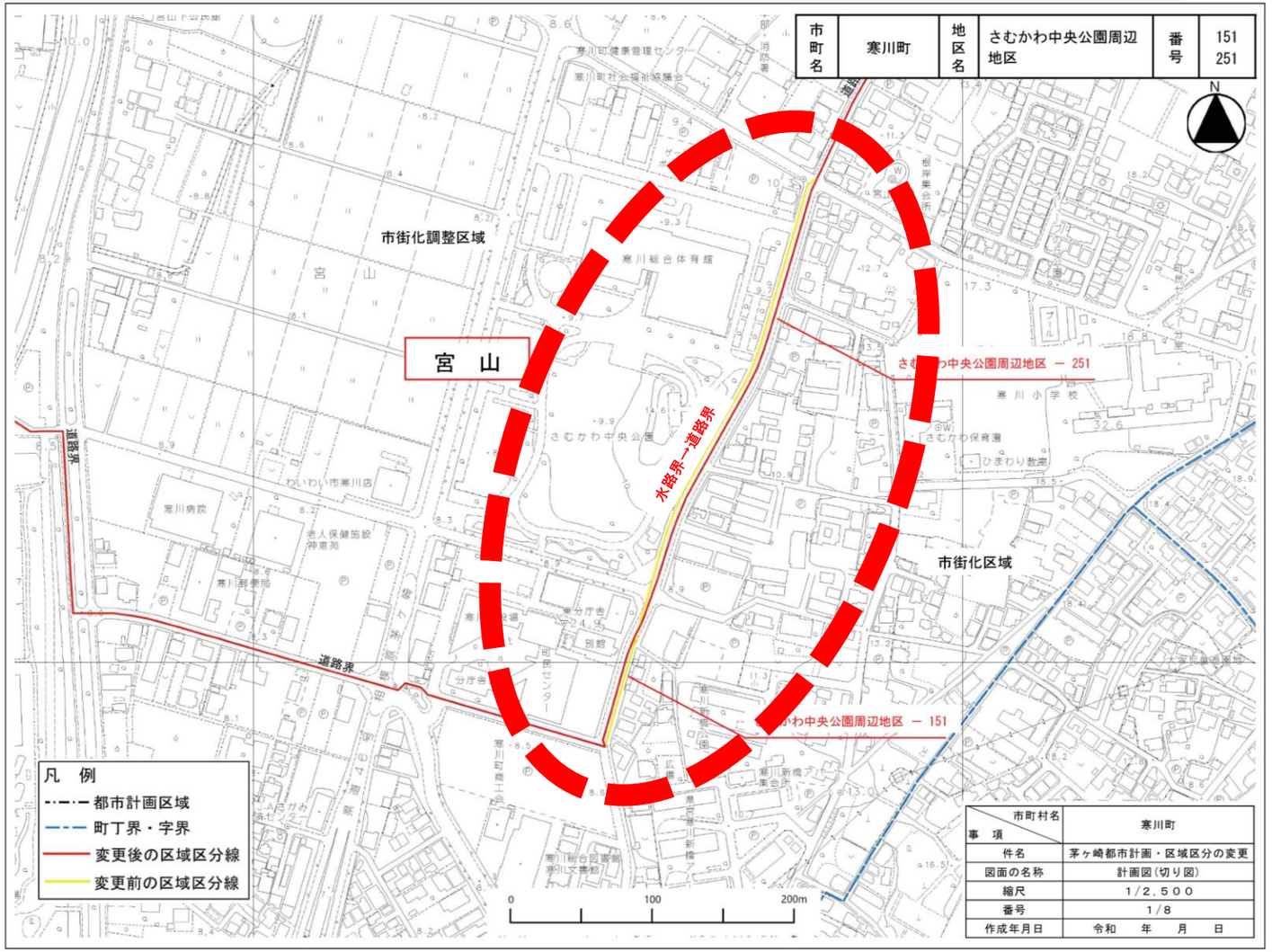

界線根拠を
水路境界　➡　道路境界に変更

2　第8回線引き見直しの変更概要について

区域区分の即時編入（案件②）

大曲三丁目･大曲四丁目地区

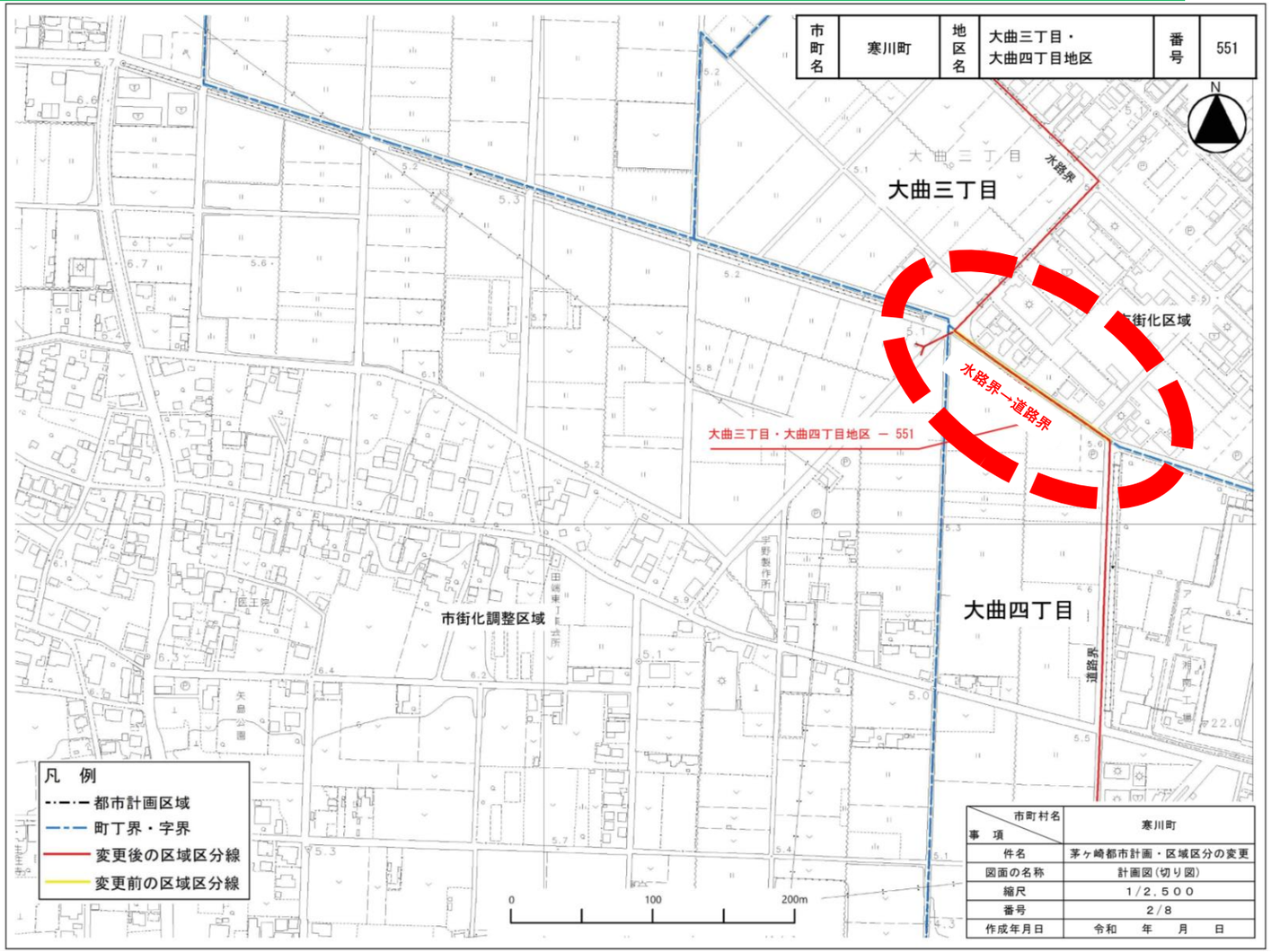

界線根拠を
　水路境界　➡　道路境界に変更

（町決定案件）　用途、高度、防火・準防火

区域区分の変更等（区域決定境界の変更関係）に伴い関連案件として次の案件の変更を予定

- ○　用途地域
- ○　高度地区
- ○　防火地域及び準防火地域

2　第8回線引き見直しの変更概要について

都市計画案（用途、高度、防火・準防火）

用途地域

茅ヶ崎都市計画用途地域の変更（寒川町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他の備考
第一種低層住居専用地域	約 12 ha	8/10以下	5/10以下	－	－	10m	（ 1.7 %）
	約 54 ha	10/10以下	5/10以下	－	－	10m	（ 7.5 %）
小計	約 66 ha						9.1 %
第二種低層住居専用地域	約 － ha	－	－	－	－	－	（ － %）
小計	約 － ha						－ %
第一種中高層住居専用地域	約 92 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	（ 12.7 %）
小計	約 92 ha						12.7 %
第二種中高層住居専用地域	約 － ha	－	－	－	－	－	（ － %）
小計	約 － ha						－ %
第一種住居地域	約 231 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	（ 32.0 %）
小計	約 231 ha						32.0 %
第二種住居地域	約 － ha	－	－	－	－	－	（ － %）
小計	約 － ha						－ %
準住居地域	約 － ha	－	－	－	－	－	（ － %）
小計	約 － ha						－ %
田園住居地域	約 － ha	－	－	－	－	－	（ － %）
小計	約 － ha						－ %
近隣商業地域	約 16 ha	20/10以下	8/10以下	－	－	－	（ 2.2 %）
	約 2.7 ha	30/10以下	8/10以下				（ 0.4 %）
小計	約 19 ha						2.6 %
商業地域	約 2.3 ha	40/10以下	8/10以下	－	－	－	（ 0.3 %）
小計	約 2.3 ha						0.3 %
準工業地域	約 110 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	（ 15.2 %）
小計	約 110 ha						15.2 %
工業地域	約 100 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	（ 13.8 %）
小計	約 100 ha						13.8 %
工業専用地域	約 103 ha	20/10以下	6/10以下	－	－	－	（ 14.2 %）
小計	約 103 ha						14.2 %
合計	約 723 ha	－	－	－	－	－	100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

➡ 資料8

高度地区

茅ヶ崎都市計画高度地区の変更（寒川町決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
第１種高度地区	約 335 ha	建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の定めによる。以下同じ）の最高限度は、12 メートルとする。	
第２種高度地区	約 3.1 ha	建築物の高さの最高限度は、15 メートルとする。	
第３種高度地区	約 83 ha	建築物の高さの最高限度は、20 メートルとする。 ただし、準工業地域内における工業系建築物以外の建築物（以下「その他建築物」という。）は、12 メートルとする。	
第４種高度地区	約 236 ha	建築物の高さの最高限度は、31 メートルとする。 ただし、準工業地域及び工業地域内におけるその他建築物は、12 メートルとする。	
合計	約 657 ha		
		１．適用の除外 次の各号のいずれかに該当する建築物については、上記の制限は適用しない。 （１） 都市計画において決定した地区計画等により建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で当該地区計画等の地区整備計画に適合しているものは、当該規定は適用しない。 （２） この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物（以下「制限値を超える既存建築物」という。）に対しては、当該規定は適用しない。ただし、工事の継続性が認められない場合においては、適用の除外を解除することができる。 （３） 制限値を超える既存建築物が、現在の建築物の各部分の高さの範囲内で行う大規模な修繕、大規模な模様替若しくは用途変更を行う場合、又は建築物の高さの最高限度の範囲内において増築を行う場合は、当該規定は適用しない。 （４） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第２条第１８号の建築物特定施設のうち、廊下、階段、エレベーターの用に供する部分を増築する場合については、当該規定は適用しない。 （５） 防災上、公益上やむを得ないと認められ、又は周辺の状況により市街地環境上支障ないと認められるもので、町長が都市計画上支障ないと認め、あらかじめ寒川町都市計画審議会の意見を聴いた上で許可した建築物については、当該規定は適用しない。 ２．制限の緩和 次の各号のいずれかに該当する建築物において、町長が都市計画上支障ないと認め、あらかじめ寒川町都市計画審議会の意見を聴いた上で許可した建築物については、制限を緩和する。 （１）高さ制限値を超える既存建築物の建替え等については、既存の建築物の高さまで緩和する。 （２）産業の振興等が図られ市街地環境の整備改善に資すると認められる建築物は、高度地区による高さの制限を緩和する。	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

➡ 資料9

防火地域及び準防火地域

茅ヶ崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（寒川町決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 2.3 ha	
準防火地域	約 419 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

➡ 資料10

都市計画案について（用途地域）

①　さむかわ中央公園周辺地区

区域区分の変更に伴う変更あり

②　大曲三丁目･大曲四丁目地区

区域区分の変更に伴う変更なし

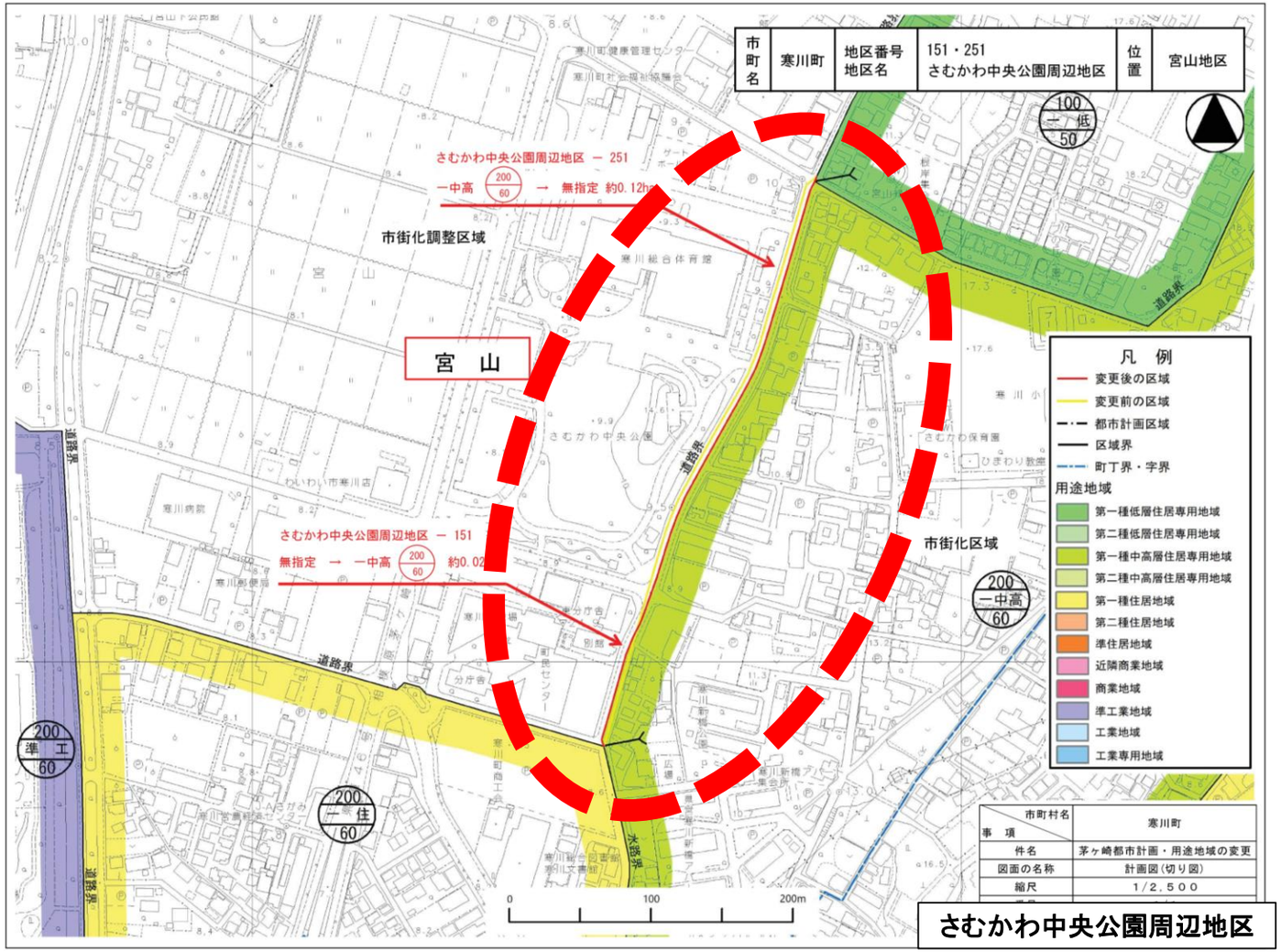

さむかわ中央公園周辺地区

都市計画案について（高度地区）

①　さむかわ中央公園周辺地区

区域区分の変更に伴う変更あり

②　大曲三丁目･大曲四丁目地区

区域区分の変更に伴う変更なし

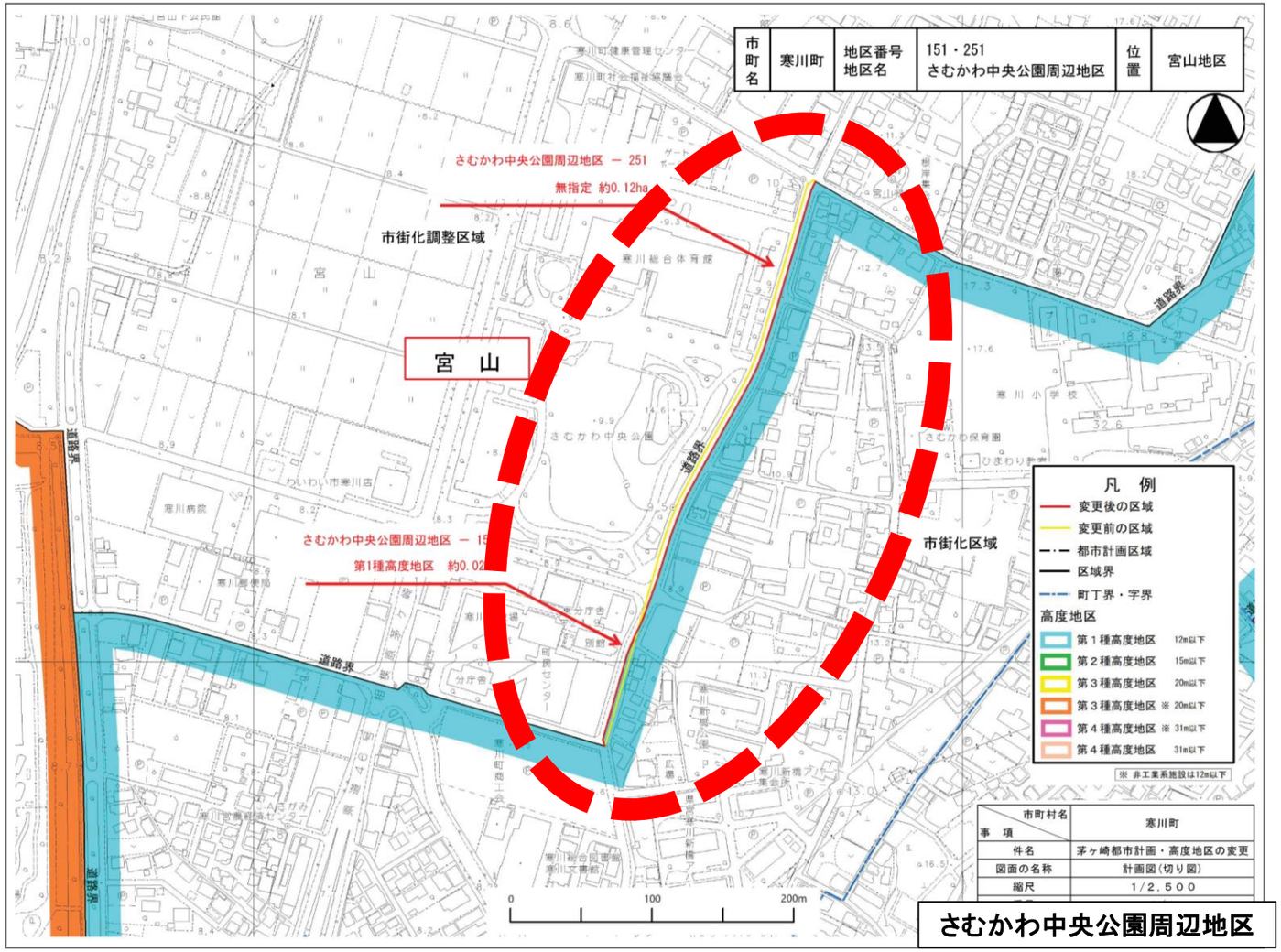

さむかわ中央公園周辺地区

2　第8回線引き見直しの変更概要について

都市計画案について（防火・準防火）

①　さむかわ中央公園周辺地区

区域区分の変更に伴う変更あり

②　大曲三丁目・大曲四丁目地区

区域区分の変更に伴う変更なし

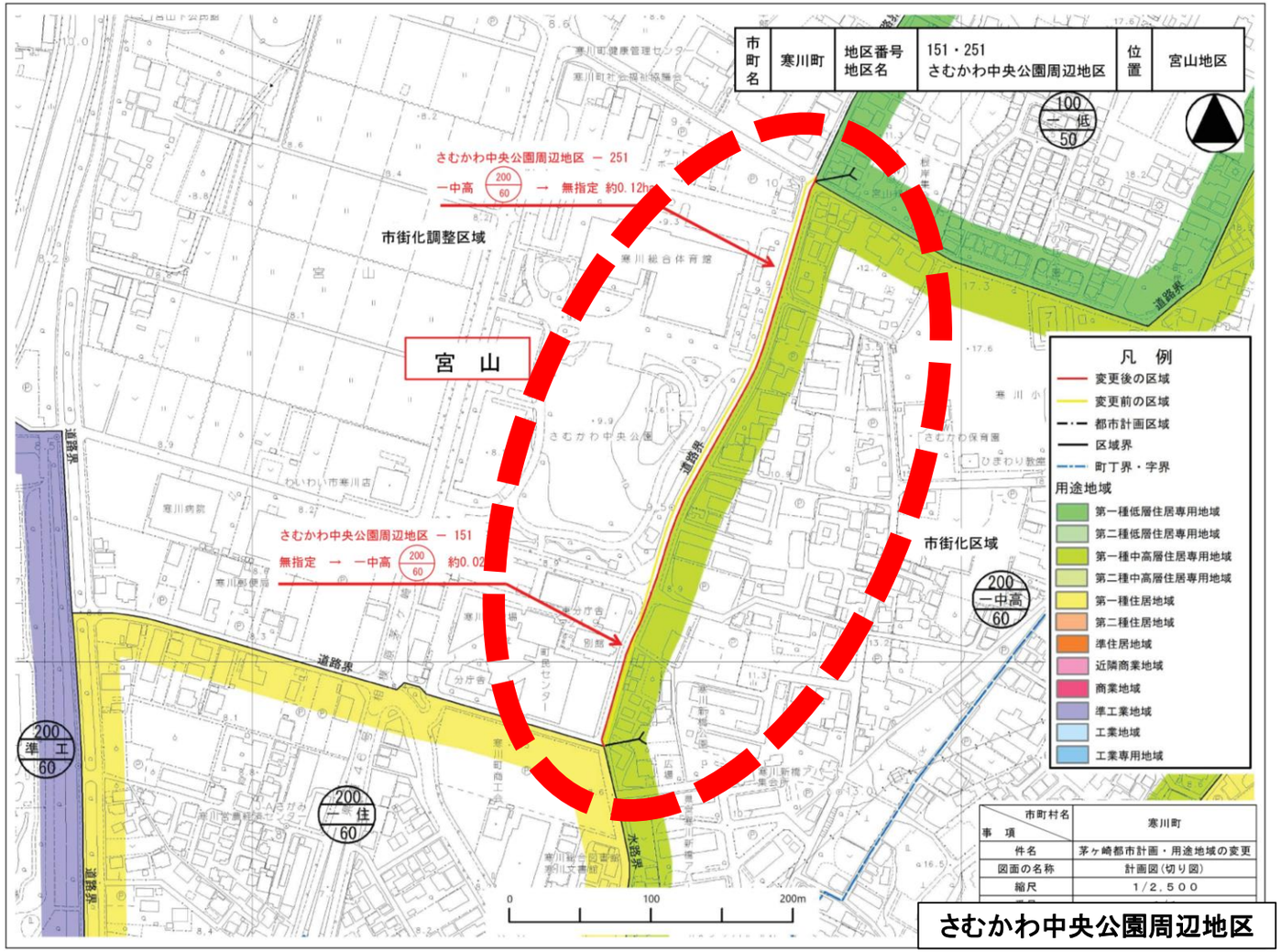

さむかわ中央公園周辺地区

１　線引き見直しとは

２　第8回線引き見直しの変更概要について

３　縦覧結果及び意見書について

４　寒川町都市計画審議会の概要について

５　今後のスケジュールについて

3　縦覧結果及び意見書について

都市計画案について

法定縦覧期間	縦覧場所（意見書の提出先は町）	縦覧時間
令和7年5月13日（火）～ 令和7年5月27日（火） ※土曜日、日曜日及び祝日は縦覧（意見書提出）不可。 ※意見書は期間内必着	神奈川県県土整備局都市部都市計画課 〒231-8588　横浜市中区日本大通1	午前8時30分～ 午後5時15分
	寒川町都市建設部都市計画課 〒253-0196　高座郡寒川町宮山165番地	午前8時30分～ 午後5時

案の縦覧　：　0名
意見書提出　：　無し

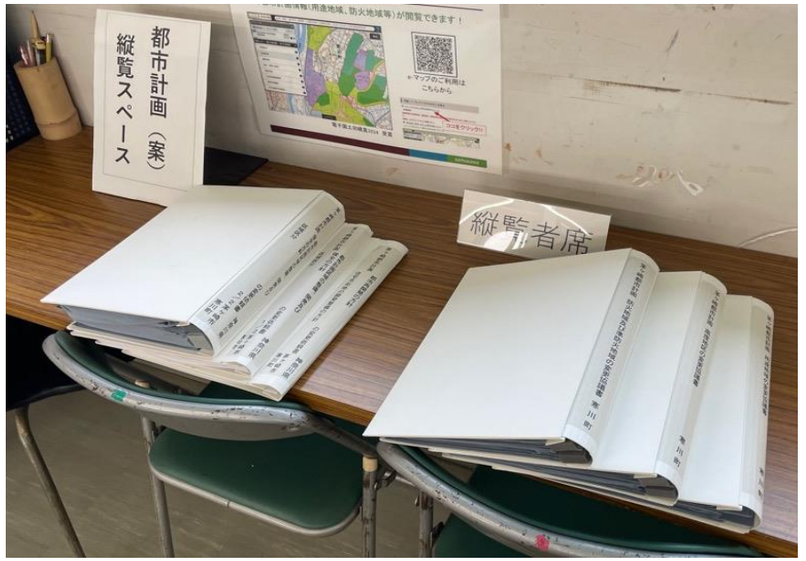

縦覧スペース（町）

１　線引き見直しとは

２　第8回線引き見直しの変更概要について

３　縦覧結果及び意見書について

４　寒川町都市計画審議会の概要について

５　今後のスケジュールについて

寒川町都市計画審議会の経緯

- 1回目：都市計画審議会（令和5年　2月 14日）
- 2回目：都市計画審議会（令和5年　7月 27日）
- 3回目：都市計画審議会（令和6年　1月 15日）
- 4回目：都市計画審議会（令和6年　5月 13日）
- 5回目：都市計画審議会（令和6年 10月 28日）
- 6回目：都市計画審議会（令和7年　3月 17日）

1回目の概要（令和5年2月14日）

○説明概要

・　基本的基準について

○主な質問事項

Q：区域区分境界に住宅が建て込んできているが、その対応は検討するのか。

A：今後区域区分の変更について検討し、報告させていただく。

2回目の概要（令和5年7月27日）

○説明概要

- 基本的基準について
- 見直し内容について
- 今後のスケジュールについて

○主な質問事項

Q：倉見地区については前回同様に一般保留で検討するのか。

A：地元との合意形成や神奈川県との協議の中で検討していく。

3回目の概要（令和6年1月15日）

○説明概要

- 線引き見直しの概要について
- 線引き見直しの経緯について
- 今回の見直し内容について
- 今後のスケジュールについて

○主な質問事項

Q：県道410号について、県計画（総合計画、都市マス）及び町計画（総合計画、都市マス）で整合が取れていないのでは。

A：本文及び附図にて整合が取れていると考える。

3回目の概要（令和6年1月15日）

○主な質問事項

Q:「住宅市街地の開発整備の方針」に寒川町の方針を設定しない理由は。
A:方針を定める一つの基準である「神奈川県住生活基本計画」における位置付けや個別計画を鑑みて設定を予定していない。

　なお、今後のツインシティ倉見地区の動向や立地適正化計画の策定検討等において住宅市街地における目標設定を検討するが、今回の見直しについては方針を策定しない検討をしている。

Q:どこの地域を見直ししようとしているのかよく分からなかった。
A:整開保等方針と区域区分の見直しであり、方針については全体的に、区域区分については主にツインシティ倉見地区の位置付けについてである。

3回目の概要（令和6年1月15日）

○主な質問事項

Q：寒川駅北口や田端西地区については、第7回線引き見直しより継続した位置付けなのか。

A：寒川駅北口は第7回線引き見直し期間中に事業が完了したため記載の削除、田端西地区は事業中となるため継続案件として記載を予定している。

Q：寒川東中学校周辺について、今後も現状のままの予定なのか。

A：市街化区域への編入をするのであれば農林漁業調整等もあり、現時点では農業の保全という観点から位置付けを予定していない。

3回目の概要（令和6年1月15日）

○主な質問事項

Q:ツインシティ倉見地区の記載に関連して、相鉄いずみ野線の延伸に関する記載を加えていただきたい。

A:「都市高速鉄道等」の記載を継続する予定であり、あくまでもツインシティ倉見地区の項目についてはJR東海道新幹線新駅の誘致を打ち出して検討を進めていきたい。

4回目の概要（令和6年5月13日）

○説明概要

- 線引き見直しの概要について
- 今回の変更（案）概要について
- 都市計画説明会について
- 今後のスケジュールについて

○主な質問事項

Q：町総合計画及び町都市マスタープランと今回の線引き見直しについて、計画の時差をどのように考えているのか。

A：ご指摘のとおり約3年程度時差があるが、今回見直しを検討している内容については整合がとれているものと考えている。

4回目の概要（令和6年5月13日）

○主な質問事項

Q：住宅市街地の開発整備の方針について、町としても記載すべき課題があるのではないか。

A：住宅として土地区画整理事業等にて整備をしていくなどの事業等があれば、神奈川県と調整をしていきたい。また、区域区分や用途地域では規制できない部分については、今後立地適正化計画などの策定を視野に入れ検討を進めていきたい。

Q：第１章については神奈川県における記載で、審議すべき内容ではないのか。

A：市町の方針については主に第2章で目標等を定めるものである。

4回目の概要（令和6年5月13日）

○主な質問事項

Q:「都市基盤の充実を図る」という表現が無くなっているが、今後都市基盤の充実を目指さないということか。

A:都市基盤の充実を目指さないということではなく、令和３年４月に改定した寒川町都市マスタープランの記載と整合を図るという整理をしている。

Q:ツインシティ倉見地区に係る記載について、相鉄いずみ野線延伸についても記載をしていただきたい。

A:以前いただいた意見を踏まえ神奈川県と調整した結果、相鉄いずみ野線の延伸については「主要な施設の配置の方針」の「都市高速鉄道等」の項目にて記載を継続するという調整をした。

4回目の概要（令和6年5月13日）

○主な質問事項

Q：倉見地区だけでなく、寒川駅周辺地区についても市街化区域への編入等検討を進めていただきたい。

A：町としても検討の必要性は認識しており、次回線引き見直しを見据えて検討を進めていきたい。

5回目の概要（令和6年10月28日）

○説明概要

- 今回の変更概要について
- 素案の閲覧及び公聴会の公述申出について
- 今後のスケジュールについて

○主な質問事項

Q：茅ヶ崎市における素案の閲覧及び公述申出の結果は。

A：閲覧者及び申出者ともに1名だった。

5回目の概要（令和6年10月28日）

○主な質問事項

Q：都市課題解決のため、次回見直しに向けてどのように検討していく予定か。

A：町の課題の一つである都市のスプロール現象については、立地適正化計画の策定を視野に入れて検討していく。また、必要に応じて都市マスタープラン等上位計画の見直しを検討していく。

6回目の概要（令和7年3月17日）

○報告概要

- 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出について
- 今後のスケジュールについて

※書面開催による報告のため意見なし

１　線引き見直しとは

２　第8回線引き見直しの変更概要について

３　縦覧結果及び意見書について

４　寒川町都市計画審議会の概要について

５　今後のスケジュールについて

5　今後のスケジュールについて

スケジュール概要

- 都市計画説明会（令和6年4月）
- 案の申し出（令和6年6月）
- 都市計画素案の閲覧（令和6年9月）
- 公聴会の開催（未開催）
- 都市計画原案の決定（令和7年2月）
- 案の法定縦覧（令和7年5月）
- 町都市計画審議会（本日）
- 県都市計画審議会（付議）
- （令和7年中）都市計画変更の告示

第8回線引き見直しについて

令和7年度　第1回寒川町都市計画審議会

令和7年7月31日